

新型コロナウイルス 消費者被害110番

コロナ被害で、資金繰りが苦しくなった中小企業の経営者や収入が減った方々を狙い、債権(若しくは給与債権)を低額で買い取ったり、高額の手数料を要求するといったいわゆるファクタリングによる被害など、様々な新型コロナウイルスの影響とみられる消費者被害が発生しています。

新型コロナウイルスの影響下で、債務等のお悩みのある方はぜひご相談ください。

* 弁護士が電話で無料相談に応じます。

実施日：令和2年8月4日(火)

実施時間：午前10時～午後4時

電話番号：097-536-2227

実施団体：大分県弁護士会